

2008年1月17日

鳥取県知事

知事 平井伸治様

鳥取県教育委員会

教育長 中永廣樹様

鳥取県職員労働組合

執行委員長 片山 武彦



鳥取県高等学校教職員組合

執行委員長 福田 幸



船舶に乗り組む職員の給与に関する要求書

知事に就任されて以降、県民生活の向上、県行政サービスおよび県教育の向上、充実に尽力されておられることに敬意を表します。

県職員の賃金労働条件に関しては、新たな給与制度の構築を目指し、労使で昇任、昇給の在り方を協議しているところであります。その最中の1月9日に鳥取県人事委員会から「船舶に乗り組む職員の給与に関する報告及び勧告並びに意見の申し出」が知事に対しあなわれました。

船舶に乗り組む職員では、労働基準法とは別の船員法によって労働条件が定められており、特殊な環境下での労働でありながら、なぜか行政職給料表が適用されてきました。

このたびの勧告を契機として適切な海事職給料表への適用変更による賃金労働条件の改善を以下のとおり要求しますので、誠意を持って回答、対応されるようお要請します。

記

- 1 2008年4月1日から、船舶に乗り組む職員に海事職給料表を適用すること。
- 2 海事職給料表適用職員の級別標準職務など給与関係諸規定については、職務の専門性、特殊性に着目し、国の海事職給与制度および近郊他県を基礎として策定すること。また、船長については、管理職とすること。
- 3 海事職給料表への切り替えについては、船舶に乗り組む職員が少数であること、職務が専門的で特殊性を有することを十分に考慮し、適正な職務評価を加えておこなうこと。
- 4 特殊勤務手当(航海手当)の見直しを行わないこと。
- 5 旅行手当を廃止しないこと。
- 6 上記事項については、鳥取県職員労働組合、鳥取県高等学校教職員組合と十分な協議をおこなうこと。

以上